

宝永地区社会福祉協議会 会則

（名称及び事務所）

第1条 本会は、宝永地区社会福祉協議会と称する。

2 事務所を宝永公民館内に置く。

（目 的）

第2条 本会は、宝永地区内の住民が全て健康で、文化的で楽しい生活を営むことのできるよう相協力して地区の福祉増進をはかり、明るい豊かなまちづくりを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民の福祉に関する向上を図る。
- (2) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の活動を助成する。
- (3) 福祉事業に対する住民の理解と関心を高め、地域ぐるみの福祉活動を実践する。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事項

（会 員）

第4条 本会は、宝永地区に居住する者をもって会員とする。

（役 員）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以上5名以内
- (3) 監 事 2名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 会 計 1名

（役員の選任）

第6条 会長、副会長及び監事は、会員の中から選出し、総会で承認を受けるものとする。

2 幹事及び会計は、会員の中から選出し、会長が委嘱する。

3 常任理事は、民生児童委員及び福祉委員ブロック長とし、会長が委嘱する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は、選任された年度の総会終結の時から、次年度の総会終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 その任期が満了した後も後任者の就任までは、在任する。

（役員の職務）

第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

3 監事は、会の会計を監査する。

4 幹事は、事業等の推進に当たる。

5 常任理事は、会務を処理する。

6 会計は、会計事務を処理する。

(顧問)

第9条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、常任理事会において推薦し、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び常任理事会とする。

2 会議は、会長が招集する。

3 招集にあたっては、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

(総会)

第11条 総会は、毎年度終了後2カ月以内に開催する。

2 総会は、第5条の役員及び福祉委員並びに自治会連合会区長をもって構成する。

3 総会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、やむをえない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。

4 総会の議長は、会員の中から選出する。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 前年度の事業報告及び収支決算並びに監査報告

(2) 新年度の事業計画及び収支予算

(3) 役員選出

(4) その他、会の重要事項に関する事

6 総会における議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

7 必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(常任理事会)

第12条 常任理事会は、おおむね毎月1回開催する。

2 常任理事会は、事業の執行に関する事項その他を審議する。

3 常任理事会は、監事を除く第5条の役員をもって構成する。

4 必要に応じて臨時常任理事会を開くことができる。

(会計)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、一世帯あたり年額100円とする。

(会計監査)

第14条 会計は、年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（付 則）

この会則は、平成 5 年 2 月 25 日から施行する。

この会則は、平成 10 年 2 月 12 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。